

2019年12月13日
全国港湾19発第41号

各 中央執行委員・中央単組・地区港湾 殿

全国港湾労働組合連合会

中央執行委員長 糸谷欽一郎

安全対策委員長 柏木 公廣



コンテナ船に於ける所謂「多段荷役作業協定」に関する履行斉一化の指示

2019年12月11～12日に開催した第4回中央執行委員会は、標題について下記のとおり現行産別協定の主旨を徹底し、その履行にあたっての考え方を斉一化することとした。ついては、各中央単組・地区港湾は本指示に基づき履行の斉一化を図られたい。

記

1. 協定（産別協定第58条第8項②-4）原文

ベイプランの斉一化並びにオートツイストロック落下災害防止について
コンテナ船の多段（7・8段）例外荷役に伴う高所作業、及びラッシング・アンラッシング作業を行う場合は、ベイプランについて次の内容を徹底する。

- (1) 7・8段荷役及びラッシング・アンラッシング作業については、5・6段以下のコンテナ荷役並びにラッシング・アンラッシング作業と同時作業をしてはならない。
- (2) オートツイストロックを装着したコンテナ荷役中は、その荷役等のベイ範囲（ハッチ毎）に立ち入ってはならない。

2. 上記協定の具体的な対応については次のとおりとする。

- (1) 作業にあたっては、当該7・8段荷役作業（ラッシング・アンラッシング作業含む）を、当該ガントリー走行によって、すべてのハッチにおいて当該7・8段荷役作業（ラッシング・アンラッシング作業含む）揚積の終了・確認の後、6段以下の当該荷役作業を行うこと。
- (2) 当該7・8段荷役作業を終えるまでは、そのベイ範囲に立ち入らない。
- (3) ガントリー走行によってすべての多段（7・8段）揚積ベイ荷役作業を終えるまでは、他のいかなるベイの作業であっても（6段以下の作業は）行わない。

3. 尚、不明な点等があれば、全国港湾まで連絡されたい。

以上